

---

○議長（藤井 要君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

---

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第5、議案第6号 松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第6号 松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細は担当課長より申し上げます。

（健康福祉課長 糸川成人君 提案理由説明）

○議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○6番（渡辺文彦君） この文面がよく理解できないもので、いまいち説明頂きたいとこであります。というのは、4ページのところの制度の内容のところですね、その2行目のところに『意図せざる影響や不利益』ってことが書かれた\*\*する必要があるとことでもっておそらく改定後の括弧の中の内容が示されてるんだと思うんですけども、この『意図せざる影響』とか『不利益』ってのは具体的にどういうこと意味するのかその辺を確認したいんですが。

○健康福祉課長（糸川成人君） 先ほど言った、所得税法の方の・・・所得税を算出する上での改正がされたものですから、それに伴いまして控除額が変わっております。それによりまして給与所得控除や公的年金等の控除が変更になったために、こちらの方に・・・控除への10万円を振り替えると・・・税の方の基礎控除へ10万円を振り替えると言うことで、お互いにといいますか・・・国保税を算定する上で元の・・・改正前の国保税と変わらないような控除が受けられるようにと言うことで基礎額を改正します。

○議長（藤井 要君） 他に・・・

○6番（渡辺文彦君） それでは今回の改正によって、その7割軽減の方・・・5割軽減  
2割従来とあまり負担は変わらないっていう風な理解でよろしいわけですか。

○健康福祉課長（糸川成人君） 議員のおっしゃるとおりで、負担が変わらないように  
基準額等を改正するものでございます。

○議長（藤井 要君） 他に・・・

○6番（渡辺文彦君） 結局、ここに当てはまらない方・・・いわゆる控除の対象になら  
ない方のその外ですか・・・負担というのは現行とどう変わる、変わらないんですか。  
その辺を確認したんですけど。

○健康福祉課長（糸川成人君） 現行と変わらないです。

○議長（藤井 要君） 他に・・・他に質疑が無いようでありますので質疑を終結したい  
と思いましたがこれにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 賛成討論なしと認めます。

○議長（藤井 要君） これをもって討論を終了します。

これより、議案第6号 松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
の件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（藤井 要君） 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

---